

廃棄物処理施設設置整備基準とは

この基準は、廃棄物処理施設の設置に関して必要な指導内容を定め、廃棄物処理施設を設置する事業主に協力を求めることにより、近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、地域の良好な居住環境及び生活環境等の形成に資することを目的としています。

事前協議について

廃棄物処理施設の設置にあたっては、その計画について事前に協議が必要になります。

事前協議対象

建築基準法第6条第1項の確認又は同法第51条の許可を要する以下の施設

- ・令第5条第1項に該当する一般廃棄物処理施設
- ・令第7条第1第1号から第13号の2までに該当する産業廃棄物処理施設

建築基準法第6条第1項の確認を要する以下の施設

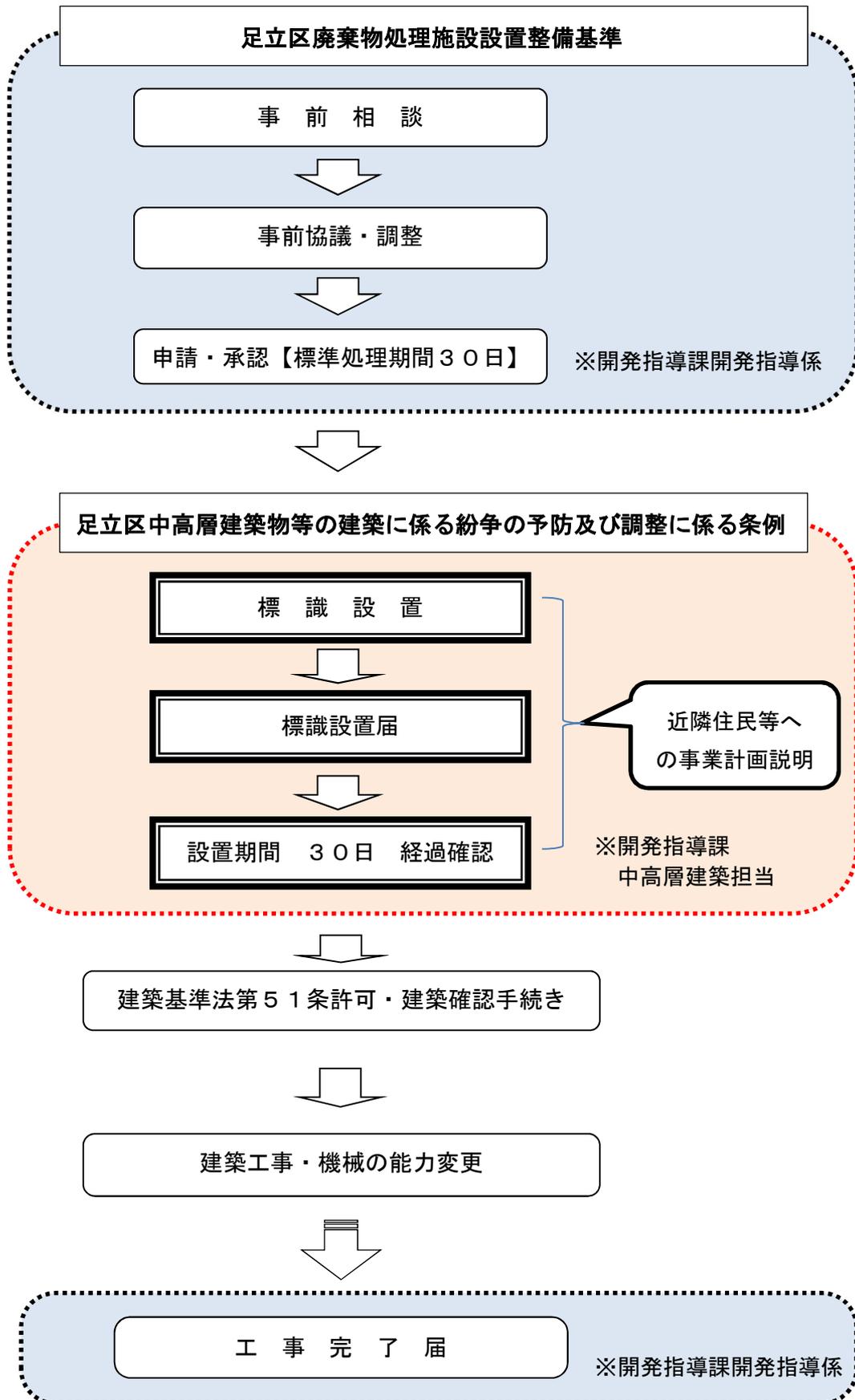
- ・法第7条第1項の一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が設置する一般廃棄物処理の用に供する施設
- ・法第7条第6項の一般廃棄物の処分業の許可を受けた者が設置する一般廃棄物処理の用に供する施設
- ・法第14条第1項の産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が設置する産業廃棄物処理の用に供する施設
- ・法第14条第6項の産業廃棄物の処分業の許可を受けた者が設置する産業廃棄物処理の用に供する施設
- ・法第14条の4第1項の特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が設置する特別管理産業廃棄物処理の用に供する施設
- ・法第14条の4第6項の特別管理産業廃棄物の処分業の許可を受けた者が設置する特別管理産業廃棄物処理の用に供する施設
- ・規則第2条各号、第2条の3各号、第9条各号、第10条の3各号、第10条の11各号若しくは第10条の15各号に規定する者が廃棄物処理の用に供する施設

※ 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）

手続きの流れ



※工事完了届提出後、立会いのうえ現地確認を行います。